

愛知東邦大学 御中
学長 榊 直樹 殿

海外留学・海外研修 誓約書

私は、海外留学・海外研修するに際し、下記の事項を遵守し、私自身の責任のもとに留学・研修することを誓約いたします。

記

1. 海外留学・海外研修に関しては、私及び保証人の意思において行われたものであり、誓約書に基づき、これを十分理解したうえで留学すること。
2. 査証目的(留学)以外の行動をとらないこと。
3. 渡航先国の諸法令を遵守し、公序良俗に反する行動はしないこと。
4. 留学・研修期間中は、無断外泊や第三国への旅行など、自分勝手な行動を慎み、第三国へ旅行する場合は愛知東邦大学や留学先提携校の指示に従い事前に許可を得ること。
5. 留学・研修した際には、愛知東邦大学の学生として責任ある行動をとること。
 - (1) 留学・研修プログラムの趣旨を十分心得て、異文化理解と語学力向上等に努めること。
 - (2) 疾病等やむを得ない場合を除き、授業及び留学・研修先大学の行事等にすべて出席し、遅刻欠席はしないこと。
 - (3) 大学宛に定められた内容の報告書を送ること。
6. 留学・研修生活において、以下の内容を遵守し、愛知東邦大学および留学先提携校に費用負担など一切迷惑をかけないこと。
 - (1) 自己の責任に帰すべき理由、例えば旅券査証の期限切れ、留学・研修期間の短縮や延長など予定変更に伴う費用等は自ら負担すること。
 - (2) 疾病、傷害その他突発的な事故等により、医師の診断治療を必要とした場合の費用の一切は、自ら負担すること。
 - (3) 故意、過失により、他人及び他人の財産に傷害や損害を与えた場合、損害賠償の費用は自ら負担すること。
 - (4) 留学・研修期間中のすべてにおいて飲酒・喫煙をすることを禁止とする。
※なお発覚の場合は自費による強制帰国とする。
7. 留学・研修期間中は、ホームステイ及び寮・アパートなど入居した際は、その規則を遵守すること。
 - (1) 宿泊先の住所および電話番号、メールアドレスは速やかに大学に知らせること。

- (2) 留学先で携帯電話を新たに購入した場合、電話番号を速やかに大学に知らせること。
8. 愛知東邦大学から留学・研修先提携校に個人情報(留学先の成績・履修している授業科目・出欠席状況等)を求めた場合、これらの情報公開に同意すること。
9. 免許の有無に関わらず、現地では自動車、バイク、船舶、飛行機等の操縦はしないこと。また、海外旅行傷害保険の保証適用外となる以下の危険なスポーツに参加しないこと。
(例)アイゼン、ピッケル等登山用具を使う山岳登坂、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗など。
上記のような危険なスポーツ・競技・娯楽を行った場合の事故について、その一切を自己責任で処理すること。
10. 保険に関しては愛知東邦大学や留学先提携校の指示に従うこと。
11. 渡航先国の政変・戦争・暴動・衛生状況・治安・天災地変等の問題で、外務省からの指示、あるいは諸般の事情により大学が留学の中止・延期及び帰国勧告をする場合には、すみやかに指示に従うこと。
12. 誓約事項に違反した場合、留学を中止し即時帰国することを含め、学校が行う処分に異議なく従うこと。
13. 上記以外の事柄については、愛知東邦大学の指示に従うこと。

以上

年 月 日

本人 氏名: _____ 印

住所: _____

保証人 氏名: _____ 印

住所: _____
